I 本調査の概要

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

石巻市内の一般世帯と児童扶養手当受給資格世帯及び生活保護受給世帯(以下「対象世帯」という。)の保護者並びに中学生・高校生を対象に、子どもの生活実態を調査し、子どもの生活・学習習慣及び保護者の経済状況、就労状況等の実態を把握することにより、効果的な取り組みを推進するための基礎資料として活用することを目的とし実施した。

(2)調査対象者

次の対象者にアンケート調査を実施した。

<図表1-1-1 対象者数>

保護者		0~12歳未満の児童のいる世帯	450人
	一般世帯 	12~18歳未満の児童のいる世帯	550人
		0~12歳未満の児童のいる世帯 ・児童扶養手当受給資格世帯407人 ・生活保護世帯43人	450人
	対象世帯	12~18歳未満の児童のいる世帯 ・児童扶養手当受給資格世帯504人 ・生活保護世帯46人	550人
中学生・高校生	一般世帯	12~18歳未満の児童	550人
	対象世帯	12~18歳未満の児童	550人
計			3,100人

[※]中学生・高校生は、保護者と同一世帯の者

(3) 抽出方法

対象世帯は、平成30年8月1日時点の児童扶養手当受給資格者台帳及び生活保護受給者台帳(により、年齢区分ごとに無作為に抽出した。一般世帯は、上記台帳登載者を除いた住民基本台帳より、年齢区分ごとに無作為に抽出した。

(4) 調査方法

郵送配布、郵送回収

(5)調査時期

平成30年9月10日から10月5日まで

(6) 有効回収数

<図表 1-1-2 有効回収数・回収率>

調査対象者		配布数 (a)	有効回収数 (b)	有効回収率 (b)/(a)	
保護者	一般世帯	1,000	556	55.6%	
	対象世帯	1,000	494	49.4%	
中学生 京林生	一般世帯	550	256	46.5%	
中学生·高校生	対象世帯	550	232	42.2%	
計		3,100	1,538	49.6%	

2. 貧困線の設定について

アンケート調査票で世帯の可処分所得額について世帯員人数別に 6 段階の選択肢を設定し、いずれに該当するかを回答していただいた。

6段階の選択肢は、「平成 28 年国民生活基礎調査(所得は平成 27 年値)」により算出された国の 貧困線(※)を基に設定し、分類 I、IIを選択した世帯を貧困線未満に該当する「低所得世帯」、分類 III・IV・V・VIを選択した世帯を貧困線以上の世帯とした。

※貧困線(名目値)は 2 人世帯で 177 万円だが、本調査では回答しやすさを考慮し、175 万円とした。 <図表 1-2-1 低所得の定義>

世帯員人数	可処分所得•選択肢				
(分類)	分類Ⅰ・Ⅱ	分類Ⅲ・Ⅳ	分類 V·VI		
2 人の場合	1. 85 万円未満 2. 85 万円~175 万円未満	1	5. 345 万円~430 万円未満 6. 430 万円以上		
3人の場合	1. 105 万円未満 2. 105 万円~210 万円未満		5. 420 万円~525 万円未満 6. 525 万円以上		
4人の場合	1. 120 万円未満 2. 120 万円~245 万円未満	3. 245 万円~365 万円未満 4. 365 万円~485 万円未満	1		



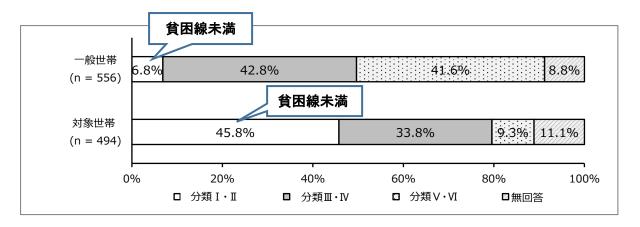
低所得世帯と定義

= 貧困線未満と判定



※ 国の貧困率は、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたい わゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額(貧困線) を下回る割合を示す。

○今回の調査における本市の貧困線の判定結果



本調査における貧困線未満の世帯は一般世帯では6.8%、対象世帯においては45.8%となった。

なお、平成27年度における国の「子どもの貧困率(17歳以下)」は13.9%、「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)で「大人がひとり」の貧困率は50.8%となっているが、今回の本市のこの調査結果は郵送配布、回収によるものであり、個別訪問で実施している国民生活基礎調査を基にした国の「貧困率」とは算出方法が異なることから単純には比較できない。

3. 本調査における生活困難について

(1) 生活困難の定義

本調査では、所得だけでは測れない生活の質を含めた指標によって、生活困難層とその予備群にあたる 周辺層の実態を把握するため、「『東京都子供の生活実態調査報告書』首都大学東京 子ども・若者貧 困研究センター(2017)」を参考に、子どもの生活における「生活困難」を、3つの要素から分類した。

- (ア) 低所得
- (イ) 家計の困難
- (ウ) 子どもの体験や所有物の欠如
- 「(ア) 低所得」は、先進諸国の貧困の測定に最も一般的に用いられ、厚生労働省も用いている指標であるが、本調査においては記述式の質問紙調査であるため、把握できる世帯所得の精度が限られている。そこで、所得データを補完するために、「(イ) 家計の困難」と「(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如」に用いられている物質的は〈奪指標※を用いる。物質的は〈奪指標は、所得データによる貧困率と一緒に用いることで、貧困測定の精度向上が可能であることが欧州連合などを始め国内外の研究より判明している。(それぞれの定義は次のとおり)
- ※物質的は〈奪指標とは、「1日3食食べることができるか」、「修学旅行に参加できるか」などの生活に必要な財・サービスを 選定し、それらが経済的な理由で享受できない場合を調査し、貧困の状況を示す集計的指標である。所得の状況を把握 する指標(相対的貧困率など)を補完し、所得だけでは測れない生活の質を把握するために用いる。

(ア) 低所得

保護者向け調査票問24で回答いただいた可処分所得額について、国が算出した貧困線の水準を基に、前述の2「貧困線の設定」の方法により、分類 I、IIを選択した世帯を貧困線未満に該当する「低所得世帯」と定義した。

(イ) 家計の困難

「家計の困難」は、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義する。具体的には、「保護者向け調査票問20」において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に経済的な理由で「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の困難」状態と定義する。

(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如

上記(ア)と(イ)は、世帯全体の生活困難を表すが、子ども自身の生活困難を表す指標として、「子どもの体験や所有物の欠如」を用いる。ここで用いられる子どもの体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品である。具体的には、「保護者向け調査票問21及び問22」において、過去1年の間に、子どもと「海水浴にいく」などの体験をしたか、「毎月お小遣いを渡す」などのことをしているかの15項目のうち、「経済的にできないため」が3つ以上が該当している場合を、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

【本調査における「生活困難」の取り扱い(分類)について】

本調査では、子どもの「生活困難」を

- ① 低所得
- ② 家計の困難(7項目中1つ以上該当)
- ③ 子どもの体験や所有物の欠如(15項目中3つ以上該当)
- の3つの要素で分析し、生活困難層、困窮層、周辺層、一般層を下表のとおりに分類した。

生活困難層		困窮層+周辺層
	困窮層	① ~③のうち、2つ以上の要素に該当
	周辺層	① ~③のうち、いずれか1つの要素に該当
一般層		① ~③のいずれの要素にも該当しない

(2) 本調査における生活困難層(困窮層、周辺層の計)、一般層の世帯数

(1) の定義をもとに、本調査における生活困難層(困窮層、周辺層の計)及び一般層の世帯数を算出した。

<図表 1-3-1 各層における世帯数(保護者)>

区分	該当数	詳細	一般世帯	対象世帯	計
困窮層と周辺層の計(生活困難層)		112	283	395	
困窮層	困窮層の計		44	170	214
	3つ	低所得+家計の困難+	8	83	91
		子どもの体験や所有物の欠如		22	20
困窮層		低所得+家計の困難	7	22	29
	27	低所得+子どもの体験や所有物の欠如	5	36	41
		家計の困難 + 子どもの体験や所有物の欠如	24	29	53
周辺層の計		68	113	181	
		低所得のみ	18	84	102
周辺層	1つ	家計の困難のみ	21	13	13 34
		子どもの体験や所有物の欠如のみ	29	16	45
一般層			389	151	540
無回答			55	60	115
計				1,050	

<図表 1-3-2 各層における世帯数(中高生)>

区分	該当数	詳細	一般世帯	対象世帯	計
困窮層と周辺層の計(生活困難層)			55	132	187
困窮層の計			26	89	115
	37	低所得+家計の困難+	4	48	52
		子どもの体験や所有物の欠如			
困窮層		低所得+家計の困難	1	5	6
	2つ	低所得+子どもの体験や所有物の欠如	3	17	20
		家計の困難 + 子どもの体験や所有物の欠如	18	19	37
周辺層の計			29	43	72
		低所得のみ	6	28	8 34
周辺層	17	家計の困難のみ	6	7 1	13
		子どもの体験や所有物の欠如のみ	17	8	25
一般層 176 68			68	244	
無回答			25	32	57
計				488	

4. 調査結果の見方

- ・ 調査数(n = Number of cases)は、何人の回答者がいるのかを示す。
- ・ 回答の構成比は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出している。したがって、単一回答形 式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合がある。
- ・ 回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、すべての選択肢の合計が 「n(割合の場合は100%)」を超える。
- ・ 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。
- ・ アンケート調査結果は、主に「一般層」、「周辺層」、「困窮層」の区分でクロス集計をしているが、この区分を決める際に用いた設問にすべて回答した票のみを集計対象としている。
- 上記区分のほか、「一般世帯」、「対象世帯」の世帯タイプ別でもクロス集計をしている設問がある。
- ・ 図表の見出しに「(中高生回答)」と記載していないものは、すべて「保護者回答」である。

5. 回答者の属性

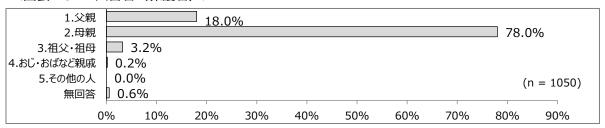
(1) 保護者

子どもから見た「回答者の続柄」、「世帯人数」、「住居形態」についてたずねた。

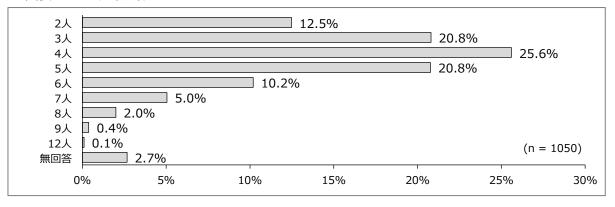
まず、回答者は「母親」が78%と大半を占め、「父親」が18%となっている。世帯人数は、「4人」が25.6%と最も多く、次いで「5人」(20.8%)、「3人」(20.8%)となっている。同居している子どもは、「小学生」(43.0%)が最も多く、「中学生」(34.2%)、「小学校入学前」(33.5%)が続く。その他の家族については、「父母」(50.7%)、「配偶者」(42.0%)、「祖父母」(21.2%)となっている。

次に、住居形態については、全体では「持ち家(一軒家)」が63.4%と最も多く、次いで「民間の賃貸住宅」(16.5%)、「市営・県営・復興住宅」(13.7%)となっている。また、世帯タイプ別では、「民間の賃貸住宅」が最も差が大きく、一般世帯(39.7%)と対象世帯(27.9%)で11.8ポイントの差がある。

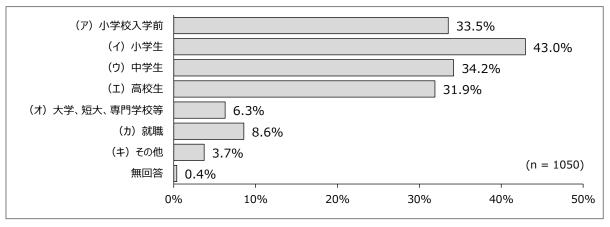
<図表1-5-1 回答者(保護者)>



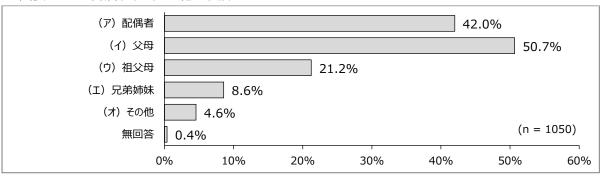
<図表1-5-2 世帯人数>



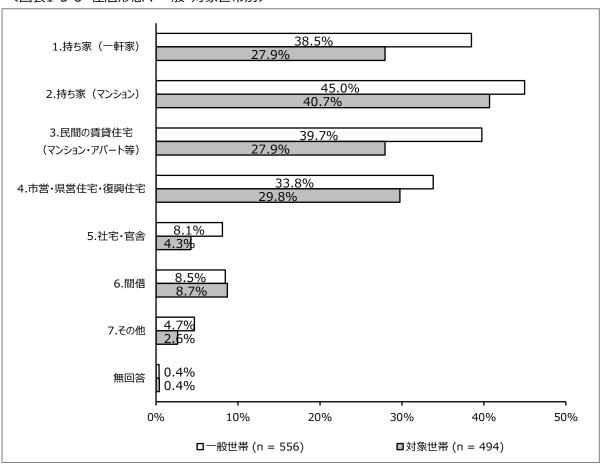
<図表1-5-3 同居している子ども>



<図表1-5-4 同居しているその他の家族>



<図表1-5-5 住居形態:一般·対象世帯別>

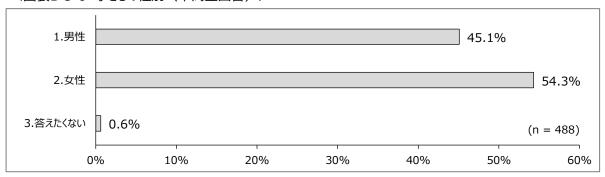


(2) 中高生

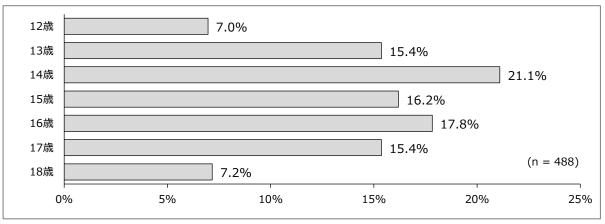
中高生に、「性別」、「年齢」、「学校」をたずねた。

性別は「男性」が45.1%、「女性」が54.3%となっている。年齢については、「14歳」が21.1%と最も多く、「16歳」(17.8%)、「15歳」(16.2%)と続く。現在通っている学校については、「中学生」が48.8%、「高校」が46.3%となっている。

<図表1-5-6 子どもの性別(中高生回答)>



<図表1-5-7 子どもの年齢(平成30年8月1日時点)(中高生回答)>



<図表1-5-8 通学している学校(中高生回答)>

